

## 第3次岡山県歯科保健推進計画における指標一覧（抜粋）

概要版

ライフステージ	目標	現状値 (R3年度)	目標値 (R17年度)
妊産婦期	歯科健（検）診受診率	妊産婦	31.6% 増加
	歯科保健指導を受けた率	妊産婦	17.5% 増加
乳幼児期	むし歯のない児の割合	3歳児	88.1% 95.0%以上
	保護者が子どもの仕上げ磨きをしている児の割合	3歳児	97.3% 増加
	フッ化物歯面塗布経験児の割合	3歳児	70.1% 75.0%以上
	間食回数が1日2回以内の児の割合	3歳児	82.5% 90.0%以上
	かかりつけ歯科医を持っている児の割合	3歳児	67.3% 70.3%以上
学齢期	むし歯のない児の割合	12歳児	74.0% 95.0%以上
	一人平均むし歯数(DMFT)	12歳児	0.61本 0.30本以下
	歯肉に炎症所見を有する者の割合	中学生	21.6% 19.0%以下
	むし歯治療率	小学生	55.4% 70.0%以上
成人期	定期的に歯科健（検）診を受けている者の割合	20～64歳	38.3% (R3年) 50.0%以上
	専門的な歯磨き指導を受けたことのある者の割合	20～64歳	59.0% (R4年度) 増加
	フッ化物配合歯磨剤を使用している者の割合	20～64歳	68.2% (R4年度) 82.0%以上
	歯周病と糖尿病の関係を知っている者の割合	20～64歳	47.3% (R4年度) 70.0%以上
	60歳で自分の歯を24本以上持っている者の割合	55～64歳	74.6% (R3年) 95.0%以上
	60歳代における咀嚼良好者の割合	60～64歳	89.3% (R3年) 95.0%以上
高齢期	80歳で自分の歯を20本以上持っている者の割合	75～84歳	53.3% (R4年度) 85.0%以上
	定期的に歯科健（検）診を受けている者の割合	65歳以上	59.9% (R4年度) 70.0%以上
	健口体操を知っている者の割合	65歳以上	54.0% (R4年度) 70.0%以上

分野	目標	現状値 (R3年度)	目標値 (R17年度)
予慮防待	10本以上むし歯をもつ児の割合	3歳児	0.62% 減少
子どものある人	障害児（者）入所施設の定期的な歯科健（検）診実施率	—	47.8% (R4年度) 増加
職域	成人期 定期的に歯科健（検）診を受けている者の割合	20～64歳	38.3% (R3年) 50.0%以上
者等介護	高齢期 歯科往診サポートセンターの認知度	65歳以上	9.8% (R4年度) 増加

6月4日～10日は  
「歯と口の健康週間」



11月8日は  
「いい歯の日」

岡山県の歯科保健に関する情報は  
こちらから

>>> 岡山県歯科保健

検索



# 第3次岡山県歯科保健推進計画

## 全体目標

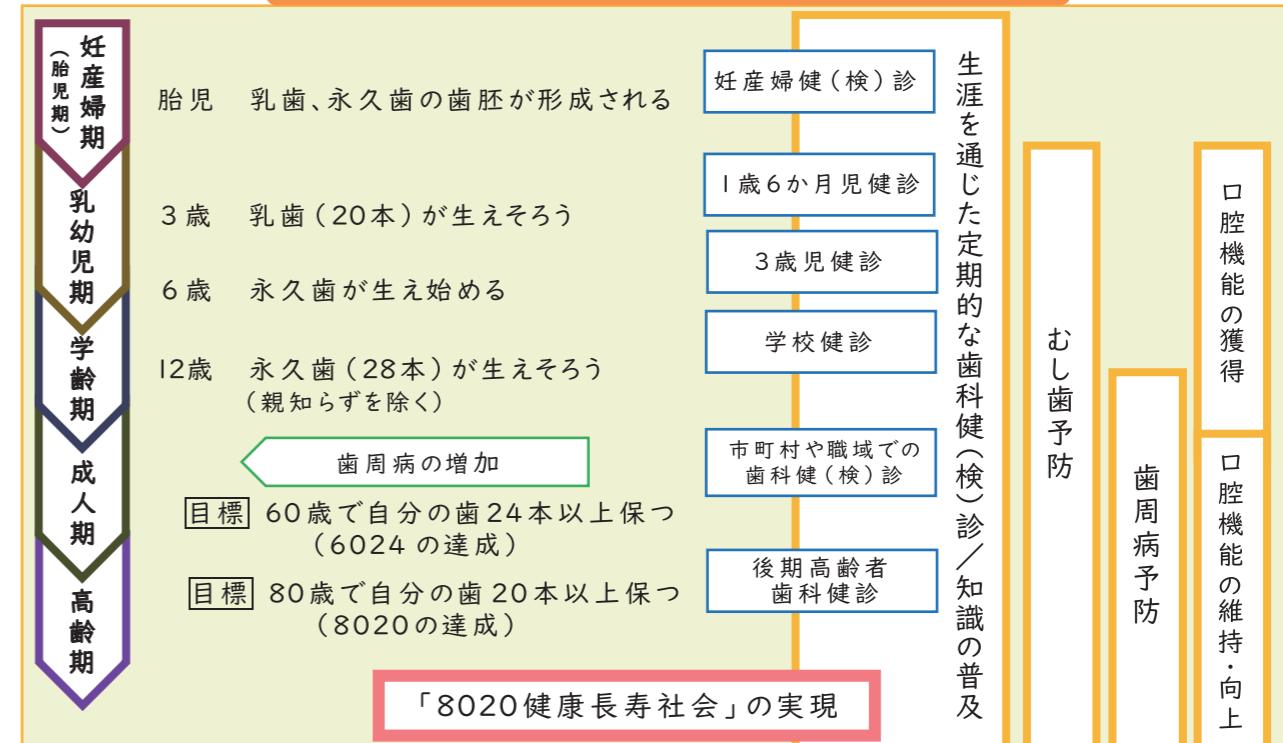
すべての県民が、住み慣れた地域で、明るい笑顔で過ごすことができる

### 「8020健康長寿社会」の実現

この計画は、すべての県民が明るい笑顔で暮らす生活を実現するうえで重要な歯と口の健康に係る施策を県や市町村、関係機関・団体、県民が一体となって推進していくための行動計画です。

計画期間は、令和6(2024)年度～令和17(2035)年度までの12年間です。

#### 「8020健康長寿社会」の実現のために必要な視点



## ライフステージ

## 重点施策

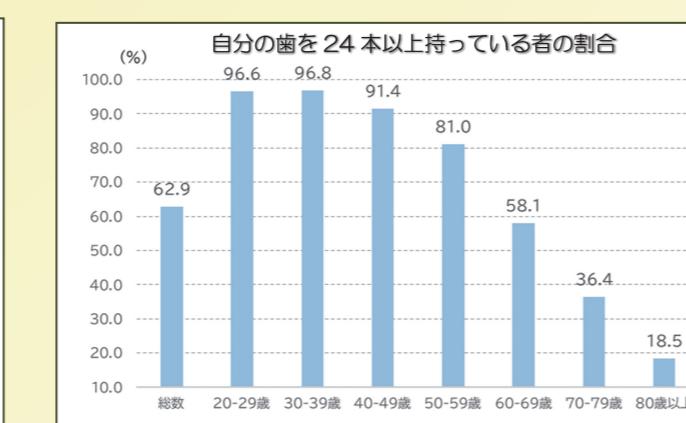
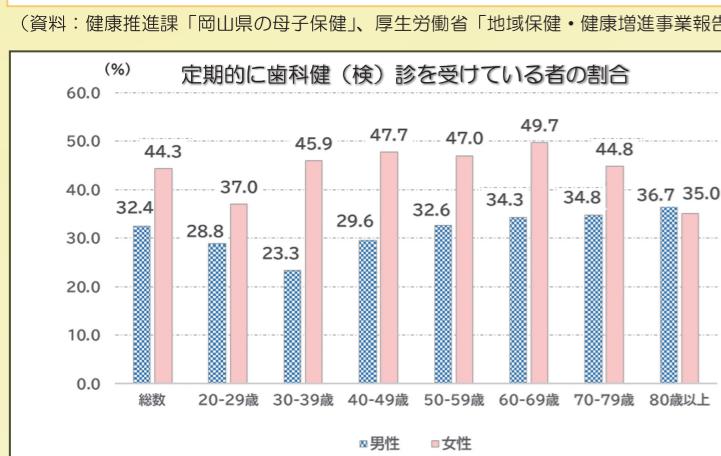
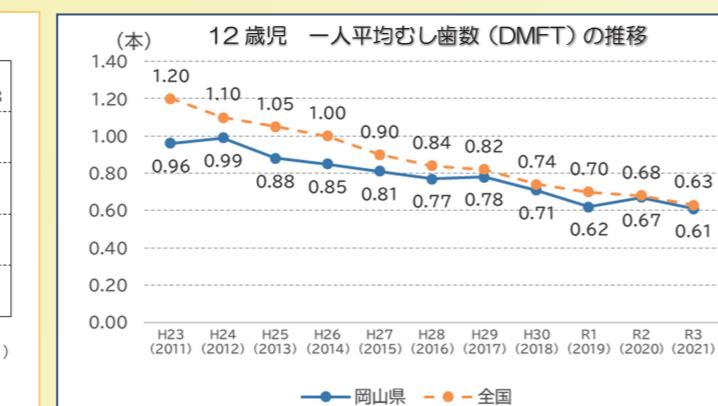
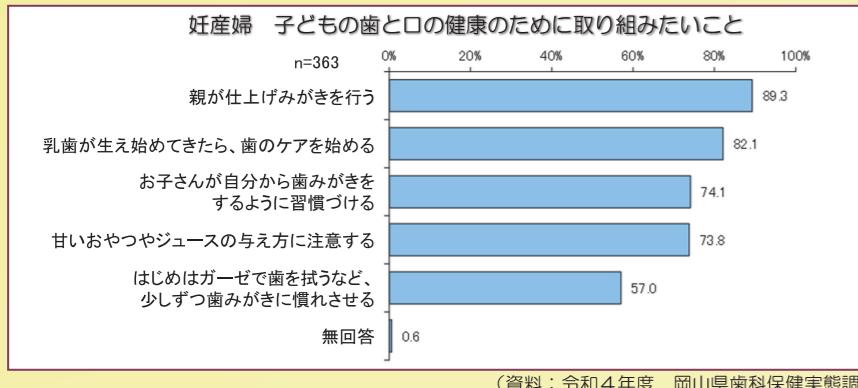
ライフステージ	重点施策
妊産婦期	妊娠期から家族も含めた歯と口を守るために知識の普及や保健指導等の支援
乳幼児期	保護者に対し子どもの歯と口の健康に関する知識の普及啓発を行い、フッ化物応用などによるむし歯予防等、一次予防への重点支援
学齢期	子どもが、歯と口の健康を守ることを考えるための機会の提供や保健指導等の支援
成人期	定期的な歯科健（検）診の受診勧奨や歯と口の健康づくりに関する知識の普及
高齢期	定期的な歯科健（検）診の受診勧奨及び歯科保健環境の整備



# 1 ライフステージ別の歯科保健

	妊産婦期	乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○つわり等により、むし歯や歯周病など口腔内の問題を抱える妊婦が増える</li> <li>○体調が変化しやすく、多忙でもあるため、自覚症状があっても歯科受診できず放置しがち</li> <li>○妊娠期の歯周病により早産や低体重兒出産の可能性が高くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生後6か月頃から乳歯が生え始め、3歳頃になると乳歯（20本）が生えそろう</li> <li>○5～6歳頃から永久歯の萌出が始まる</li> <li>○歯の萌出後1～2年はむし歯になりやすい状態である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○むし歯や歯周病等を治療せず放置すると将来の歯の喪失につながる</li> <li>○小学生は乳歯から永久歯に生えかわる時期で、萌出途中の歯や形態の複雑な臼歯が混在し、口腔内清掃が難しい</li> <li>○小学生の高学年頃から単純性歯肉炎が増え、成人期の歯周病につながる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歯周病の有病者が増え始め、加齢とともに重度の者が多くなる</li> <li>○二次むし歯や根面むし歯により歯の喪失が増え始める</li> <li>○糖尿病や喫煙は歯周病を悪化させる要因の1つであり、また、歯周病は糖尿病の合併症もある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○二次むし歯や歯周病による歯の喪失が顕著になってくる</li> <li>○歯肉退縮により根面むし歯が増加する</li> <li>○口腔機能の低下により、むせや誤嚥等が生じやすくなる</li> </ul>
重点課題	○妊娠期から家族も含めた歯と口を守るために知識の普及や保健指導等の支援	○3歳児のむし歯のない児の割合を全国平均以上にすること	○1201(イチニイマルイチ)運動推進	○歯科健（検）診・保健指導を利用できる機会を確保するとともに個人の行動変容を促す	○8020（ハチマルニイマル）運動の推進
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊産婦だけでなく家族も含めた歯と口の健康づくりに関する知識の普及</li> <li>○妊産婦歯科健（検）診・保健指導の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的な歯科健（検）診、フッ化物応用やシーラントなどむし歯予防の啓発</li> <li>○口腔機能の獲得のため、母子保健や食育分野と連携した相談支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○むし歯・歯周病予防など歯と口の健康を自己管理できるようになるための支援</li> <li>○歯科疾患治療の啓発</li> <li>○口腔機能の獲得のため食育等の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○かかりつけ歯科医による定期的な歯科健（検）診の受診勧奨</li> <li>○歯科保健に関する知識の普及啓発</li> <li>○医科歯科連携の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○かかりつけ歯科医による定期的な歯科健（検）診の受診、口腔ケア等の普及啓発</li> <li>○口腔機能の維持・向上のため、オーラルフレイル対策等、知識の普及啓発</li> </ul>

## 歯科保健の現状



## 2 分野別の歯科保健

	虐待予防	障害のある子ども（人）
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ネグレクトの状態にある子どもの歯は、むし歯の多さに加え、著しくむし歯が進行している場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歯磨きが困難であったり、薬の副作用で唾液量が減少し自浄作用が低くなったりするため、むし歯や歯周病が発症しやすく、重症化しやすい傾向にある</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歯科健（検）診や治療等の場で、歯科医療関係者がデンタルネグレクトの視点を持って対応できるよう、体制を整備すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者、施設職員に対し、日常的な口腔内清掃についての知識と技術の普及を図ること</li> <li>○障害のある子ども（人）の歯科保健医療が円滑に進められるよう、体制を整備すること</li> </ul>
方策・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との連携体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的な歯科健（検）診の受診の啓発</li> <li>○保護者や施設職員等に対し、口腔ケア等の指導</li> </ul>
	職域	要介護者等
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学齢期以降、公的な歯科健（検）診の場が限られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○口腔内清掃の自立が困難となっている場合が多く、口腔内の清掃不良により誤嚥性肺炎等を併発しやすくなる</li> <li>○寝たきり状態の患者は、経口摂取が困難になることに加え、開・閉口障害を招くことがある</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的な歯科健（検）の受診勧奨を行うこと</li> <li>○歯と口の健康づくりについて普及啓発を行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○口腔ケアの必要性を普及すること</li> <li>○口腔ケア・歯科治療を適切に受けられる体制を整備すること</li> <li>○かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科を受診できるように環境を整備すること</li> </ul>
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者等と連携した定期的な歯科健（検）診の受診勧奨</li> <li>○事業者等と連携し、従業員やその家族へ歯と口の健康づくりについて普及啓発する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的な歯科健（検）診、口腔ケアや健口体操による口腔機能の維持・向上</li> <li>○歯科往診サポートセンターの認知度向上</li> <li>○介護者・施設職員等への口腔ケアなどの知識の普及</li> </ul>



災害時

○避難生活等において口腔内の清掃不良になりやすく、誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害が生じることがある

○関係機関・団体との連携強化を図ること

○平時から、県民や関係者に対して歯科保健医療の重要性を普及啓発すること

○避難所で歯科保健活動などが円滑に行われるよう関係機関・団体との連携強化を図る

○二次的な健康被害を予防するため、平時から県民や関係者に対して歯科保健の重要性の普及啓発に努める